

令和8年度三郷市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)」第9条に基づき、以下のとおり調達方針を策定し、障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

【企業等】

- ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく就業障がい者等

【在宅障がい者等】

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助等を行う団体）

(4) その他

【その他の在宅障がい者等】

- ア 三郷市障がい者就労支援センター利用者

- 3 調達する品目等
特に分野を限定することなく、調達に努める。
- 4 調達の目標
令和8年度調達目標を、次のとおり設定する。
目標額 1,300,000円
- 5 調達に関する方針
 - (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに本市各部署にて優先調達の可能性を十分に検討の上、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。
 - (2) 障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を本市各部署において十分検討する。
- 6 方針の適用範囲
この方針は、三郷市の全組織を対象とする。
- 7 調達方針及び調達実績の公表
 - (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市のホームページにて公表する。
 - (2) 調達実績は令和9年度の5月を目途に概要を取りまとめ、市のホームページにて公表する。